

「コンプライアンス」は法令遵守？

企業や役所の不祥事のニュースがあるとよく聞く「コンプライアンス」という言葉。この言葉は何を意味するのでしょうか。法令や条例を遵守するのは公務員の基本です。しかし、法令や条例を守っていれば、それで足りるのでしょうか。



コンプライアンスって「法令遵守」のことだと思っていたけど、そういう理解ではダメなの？



法律を守るのは公務員として当然だけど、法律では禁止していなくても、公務員としてふさわしくない行為もあると思うな。

確かに、法律は必ずしもすぐ変わるものではないな…法律になっていないからといって県民の信頼を裏切るような行為はNGだね。

私たちは、子供たちのお手本だからなおさらだね！



(解説)

「コンプライアンス」には、狭い意味と広い意味の2つがあります。日本語訳としての「法令遵守」は狭い意味の「コンプライアンス」です。広い意味の「コンプライアンス」は、法令や条例だけにとどまらず、社会生活の中で人間が守るべきルールである社会規範を広く含むものです。

私たち公務員は、法令を守るのはもちろんのこと、社会規範と認識されているルールである、広い意味での「コンプライアンス」を守る必要があります。

そのためには、法令等の知識を学ぶことに加えて、一市民として、また、全体の奉仕者である公務員としての誇りと自覚を持ち、日々の言動が正しいかどうか判断できる倫理観が必要です。

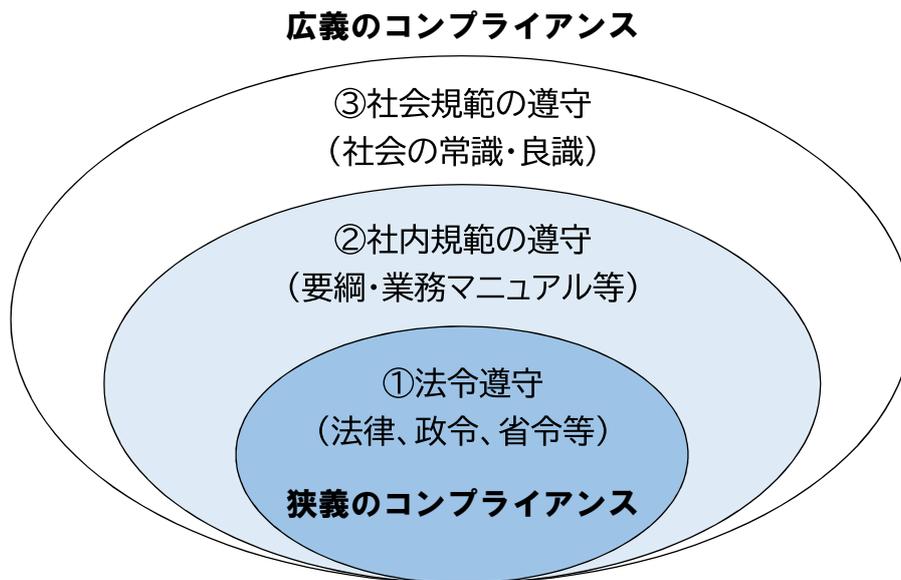
特に、未来を担う子供たちの教育に携わる私たちには、より高い倫理観が求められています。

誇りを胸に

考えてみよう

- 教職員として、特に意識すべき法律として挙げられるものは何ですか
- 公務員の「信用失墜行為」には、どのような行為が考えられますか
- 子供たちの教育に携わる職として求められる倫理観とはどのような内容ですか

◆ 広義のコンプライアンスと狭義のコンプライアンスのイメージ図



「①法令遵守」は、公務員として当然守るべき最低限の基準です。
県民から信頼される公務員であるためには「③社会規範の遵守」も意識して行動する必要があります。
(公務員の「信用失墜行為」は、この「広義のコンプライアンス」違反を意味します)

◆ サービスの基本基準

- 地方公務員法
第30条
すべて職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、且つ、職務の遂行に当たっては、全力を挙げてこれに専念しなければならない。
- 埼玉県教育局等職員サービス規程
第2条
職員は、常に、県民全体の奉仕者としての自覚に徹し、公務の民主的かつ能率的な運営を図り、誠実公正に職務を執行しなければならない。

◆ 教育公務員に求められる姿勢

- 教育基本法
第9条
法律に定める学校の教員は、自己の崇高な使命を深く自覚し、絶えず研究と修養に励み、その職責の遂行に努めなければならない。